

中山間地域等直接支払制度の概要及び実施状況

地域区分	協定集落名	認定年月日	協定参加者数(人)		協定農用地面積(m <sup>2</sup> )	交付金額(円)	配分割合(%)		農業生産活動等の実施状況
			農業者	非農業者			共同活動	農業者	
特認地域	日之城	H22.9.30	36	43	59,328	996,710	51	49	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥等
	三ツ沢	H22.9.30	73	69	146,241	2,456,848	100	0	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等
特認地域合計(A)			109	112	205,569	3,453,558			
法指定地域	折居	H22.9.30	36	17	113,862	1,912,881	50	50	・耕作放棄地対策等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等
	御杉	H22.9.30	33	1	105,786	1,777,204	51	49	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	武田	H22.9.30	40	0	95,956	1,612,060	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
	北宮地	H22.9.30	39	0	166,730	2,801,064	50	50	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、景観作物の作付け等
	上円井	H22.9.30	66	0	258,557	4,343,757	50	50	・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	下円井	H22.9.30	29	6	67,148	1,128,086	51	49	・耕作放棄地対策等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	中谷	H22.9.30	46	12	141,470	2,376,696	100	0	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等
	入戸野	H23.9.30	25	2	75,984	1,276,531	54	46	・耕作放棄地対策等 ・水路、農道等の維持管理等 ・周辺林地の下草刈り等
	鍋山	H23.9.30	42	1	119,429	2,006,407	49	51	・農地法面の崩壊の未然防止等 ・水路、農道等の維持管理等 ・景観作物の作付け等
法指定地域合計(B)			356	39	1,144,922	19,234,686			
総合計(A)+(B)			465	151	1,350,491	22,688,244			

■お問い合わせ  
農林課農林振興担当  
(内線226)

平成24年度に実施した集落の活動状況を中山間地域等直接支払交付金実施要領第12及び同実施要領の運用第16により、次のとおり公表します。  
平成25年6月1日

■概要  
平地に比べ、自然的・社会的条件が不利な中山間地域等において、農業者の高齢化・耕作放棄地の増加が深刻化する中、担い手農業者の確保や農地の多面的機能を確保していくことを目的とした集落の取組に対し、国・県・市が支援する制度です。

■要件  
特定農山村法などの地域振興8法で定める地域の傾斜農用地を対象に、該当する集落と市が、5年以上継続して行われる農業生産活動等を定め集落協定を締結し、取り組みます。集落協定による共同取扱活動にあつては、交付金額の概ね2分の1以上を充てることがしています。

農業委員会よりお知らせ

■お問い合わせ  
葦崎市農業委員会 (内線226)

■農作業雇用労賃【標準額】を決定  
平成25年度の農作業雇用労賃【標準額】を別表1のとおり決定しました。  
※標準的な料金を示すものであり、圃場条件や作業条件などを勘案して、当事者間の協議により決定することを前提としています。作業項目にない作業についても協議のうえ決定してください。

表1 平成25年度農作業雇用労賃一覧表【標準額】

区分	作業内容	標準額*
耕耘請渡	耕起	8,000円
	代掻(耕起してある場合)	8,000円
	代掻(耕起してない場合)	1,200円
機械田植え	燃料・技術者付き	8,000円
稲刈り(バインダー)	燃料・技術者付き(ヒモ代別)	8,000円
脱穀機賃金	燃料・技術者付き	8,500円
コンバイン作業労賃	刈取り脱穀 燃料・技術者付き(ヒモ代別)	16,500円
乾燥・粉摺り(60kg)	(米)乾燥	1,200円
	(麦)乾燥	1,400円
	粉摺り	600円
一般農作業	1日(8時間)	7,200円

※乾燥・粉摺り、一般農作業以外は10a当たり ※機械作業は、燃料代を含むものとする。

■農地の賃借料を公表  
平成24年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を別表2のとおり公表します。  
※この情報は、あくまで参考であり、実際の契約に関する賃貸料は、貸し手・借り手がよく話し合いのうえ決めてください。

表2 農地賃借料

対象の部	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数 <sup>*1</sup>
田(水稲)	葦崎市全域	12,300円	19,100円	5,000円	88
		6,900円	10,700円	4,000円	27
		15,600円	25,900円	5,400円	39
		12,200円	21,200円	6,800円	10
牧草畑					

※1 データ数は、集計に用いた筆数である。  
※2 斜線部分は、データ数が少ないため算出できません。5件以上のデータを基に算出しております。  
※3 賃借料は、算出結果を四捨五入し100円単位で表したものです。